

2 経理の状況

平成14年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成15年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	185,088,110	185,088,110
		営 業 外 収 益	96,428	96,428
88,039,550	88,039,550	営 業 費 用		
6,315,371	6,315,371	営 業 外 費 用		
1,897,159,399	1,897,889,399	有 料 駐 車 場 設 備	730,000	
	693,500	減 価 償 却 累 計 額	379,903,447	379,209,947
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
435,118,876	3,449,888,559	現 金 預 金	3,014,769,683	
599,012	1,167,427	未 収 金	568,415	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
	4,486,500	前 払 金	4,486,500	
	11,460,000	前 払 費 用	11,460,000	
	4,823,854	雑 流 動 資 産	4,823,854	
		他 会 計 借 入 金		
		退 職 給 与 引 当 金	5,134,960	5,134,960
	16,000,000	修 繕 準 備 引 当 金	42,655,280	26,655,280
		一 時 借 入 金		
	6,428,900	未 払 金	6,872,900	444,000
		未 払 費 用		
	9,415,423	預 り 金	9,919,438	504,015
		前 受 金		
	500,000	雑 流 動 負 債	500,000	
		自 己 資 本 金	1,525,583,687	1,525,583,687
	20,000,000	借 入 資 本 金	162,000,000	142,000,000
		資 本 剰 余 金	46,633,410	46,633,410
	289,706,132	利 益 剰 余 金	405,736,603	116,030,471
2,427,380,308	5,806,962,715	合 計	5,806,962,715	2,427,380,308

3 平成15年度経営方針

県営有料駐車場は、昭和55年3月の供用開始以来22年を経過し、老朽化が進んでいるため、平成12年度から4か年計画で内外壁補修、防水等の大規模修繕工事を実施して安全性の向上を図るとともに、諸経費の見直しにより経費の削減に努める。

県営駐車場の在り方を検討した結果、今後は公共の福祉増進に役割を發揮しながら、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるなど、県民が利用しやすい駐車場を目指していくこととする。

4 平成15年度予算の概要

平成15年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益		189,011,000円
事業費		115,779,000円
(内訳)		
営業費用		96,260,000円
営業外費用		17,519,000円
予備費		2,000,000円
差引純利益(純損失)		73,232,000円
利用予定		
普通駐車	台数	164,000台
	料金	124,962,000円
定期駐車	台数	88,000台
	料金	51,251,000円
第二駐車場	料金	4,484,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入		0円
資本的支出		20,000,000円
(内訳)		
長期借入金償還金		20,000,000円

熊本県公告第523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成15年2月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により大津町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセ スーパーコンボ大津店
熊本県菊池郡大津町大字室東迫尻 695 他
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、今後、集客数増大などの状況の変化により、騒音その他周辺地域の生活環境悪化につながる問題が発生しないよう、随時、対策を講じていただき、豊かな地域コミュニティづくりにご協力いただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成15年7月25日から平成15年8月24日まで

熊本県公告第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成15年2月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により嘉島町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
嘉島ショッピングセンター
熊本県上益城郡嘉島町鯉字皆根 1792-1 外
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
平成15年7月25日から平成15年8月24日まで

熊本県公告第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成15年2月21日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により水俣市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エムズシティ
熊本県水俣市大黒町二丁目3番18号 外
- 2 市町村意見の概要
営業開始に当たっては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき作成・提出された、大規模小売店舗届出書の内容を遵守すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局振興調整室
平成15年7月25日から平成15年8月24日まで

熊本県公告第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、菊池市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画公園 5・5・1号 菊池公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
菊池市大字隈府字城谷及び城山の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課及び菊池市都市整

備 課

4 縦覧期間

平成15年7月25日から平成15年8月8日まで

熊本県公告第527号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成15年8月20日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階903会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 西日本開発株式会社
代表者氏名 代表取締役 福井 学
事務所所在地 熊本県熊本市新大江2-11-2
免許証番号 熊本県知事（4）第3365号
免許年月日 平成14年4月23日

熊本県公告第528号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成15年8月27日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階903会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社ライフクリエート
代表者氏名 代表取締役 西坂 美穂
事務所所在地 熊本県熊本市野田1-6-27
免許証番号 熊本県知事（4）第3167号
免許年月日 平成11年3月23日

熊本県公告第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年7月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・4・11号 西片西宮線
八代都市計画道路 3・4・29号 西片新八代停車場線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市西宮町字階下の一部
同市西片町字小寺、字源六、字米の口、字乙津、字下通丸、字餅田、字小路口、字園田、字一丸田、字反枚田及び字百合の各一部
同市上日置町字八坪の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課及び八代市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成15年7月25日から平成15年8月8日まで

熊本県公告第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。